

各種新型コロナウイルス関連の特例 廃止・減算・新設・継続などにより要対応

10月1日より、新型コロナウイルス関連の各種特例について、下記のとおり変更がありました。ご確認をお願いいたします。

【廃止となったもの】

項目	点数	期間等
歯科外来等感染症対策実施加算	5点（初再診料、訪問診療料への加算）	10月1日より 廃止

【点数が減算されたもの】

項目	点数	期間等
乳幼児感染予防策加算	55点→28点 （6歳未満の患者に対する初再診料への加算）	10月1日より 減算 （2022年3月末まで算定可）

【10月1日より、新たに『コロナ特例』の対象となるもの】

項目	点数	算定要件等
総合医療管理加算 （在宅総合医療管理加算）	50点 （実施した日ごとに可）	新型コロナウイルス患者の全身状態や服薬状況など情報を把握し、必要な医療管理及び療養上の指導を実施した場合
歯科訪問診療1	330点 （770点→1100点の差額分）	自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス患者に対して訪問診療を実施し、歯科訪問診療1を算定する場合は、診療時間が20分未満でも70/100の減算としない
緊急歯科訪問診療加算	425点など区分に応じて	自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス患者の求めに応じてより速やかに歯科訪問診療をおこなう場合
非経口摂取患者口腔粘膜処置	100点 （実施した日ごとに可）	新型コロナウイルス患者であって呼吸管理を行っている者に対して、口腔内の剥離上皮膜の除去等を実施した場合
歯科治療時医療管理料 （在宅歯科治療時医療管理料）	45点	新型コロナウイルス患者の歯科治療時に、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度などを把握して歯科治療を行った場合
歯科特定疾患療養管理料	170点	新型コロナウイルス患者で口腔乾燥を訴えるものに対して歯科治療を実施し、口腔内の症状に合わせた療養上の指導を実施する場合

※レセプト摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。なお、上記特例に関しての詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」をご確認ください。

【従来から引き続き算定できるもの】

項目	点数	期間等
新型コロナウイルス歯科治療加算	298点	引き続き算定可